

広島県告示第七百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和七年九月十一日までの間、縦覧に供する。

令和七年八月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 路 線 名    | 供 用 を 開 始 す る 区 間                                   | 供用を開始する日   |
|----------|-----------------------------------------------------|------------|
| 県道下蒲刈川尻線 | 呉市下蒲刈町下島字大地蔵三二〇六番四三地从先から<br>呉市下蒲刈町下島字小地蔵二四九五番一地从先まで | 令和七年八月二十八日 |